

平成24年鞍手町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
平成24年 4月24日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年 4月24日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年 4月24日 午後4時08分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成24年第2回鞍手町議会臨時会議事日程

4月24日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第32号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第34号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町一般会計補正予算第5号）
- 日程第6 議案第35号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第7 議案第36号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第8 議案第37号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第9 議案第38号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第10 議案第39号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 財産の取得

平成24年4月24日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成24年第2回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず町長より提出されています、土地建物売買契約書の写し、鞍手町立中学校の適正規模・適正配置に関する実施計画及び中学校統合までのスケジュールと、専決処分の報告をお手元に配布していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長に於いて1番議員 熊井照明君及び2番議員 須山由紀生君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に日程第3 議案第32号及び日程第4 議案第33号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第32号及び日程第4 議案第33号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第32号は、専決第8号 鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、固定資産税の住宅用地に係る地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものです。

次に、日程第4 議案第33号は、専決第9号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、東日本大震災に係る地方税法等の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものです。

以上が、日程第3 議案第32号及び日程第4 議案第33号の提案説明であります。

ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第32号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第34号から日程第9 議案第38号の5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第34号から日程第9 議案第38号までの5件について一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第34号は専決第3号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。本補正予算は、国の財政手続きの関係から国・県支出金、地方譲与税及び県交付金並びに地方交付税等の確定が遅れたことや、歳出の執行残の減額などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ96,402千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,766,248千円といたしました。

次に、日程第6 議案第35号は、専決第4号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。本補正予算は、直営診療施設に対する特別調整交付金の追加交付に伴い、国庫支出金及び諸支出金の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1,516千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,301,450千円といたしました。

次に、日程第7 議案第36号は、専決第5号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号であります。本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものです。歳入歳出それぞれ3,942千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ619,277千円といたしました。

次に、日程第8 議案第37号は、専決第6号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分を行ったものです。歳入歳出それぞれ2,411千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ61,178千円といたしました。

次に、日程第9 議案第38号は、専決第7号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、

3月31日付けで専決処分を行ったものです。歳入歳出それぞれ1,641千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6,136千円といたしました。

以上が、日程第5 議案第34号から日程第9 議案第38号までの5件の提案説明であります。ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第34号について、まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の23頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、23頁から29頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

26頁の財政調整基金費です。この補正で2億3000万円程積み立てていますが、現在の残として総額、この補正を通しますと最終的に残は幾らになるのかお伺いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

平成23年度財政調整基金の残額は最終的に9億6574万9千円というふうになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、29頁から41頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

36頁、乳幼児医療対策費とひとり親家庭等医療対策費で、乳幼児医療費の方が1千万円、ひとり親の方が340万円程減額となっています。ここは就学前までの手当をしているのですが、1千万円程の減額になった主な理由があればお尋ねします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えします。

いずれも前年度の実績に、冬季のインフルエンザ等による医療費の増大を見込んでいましたが、実績が見込み額を下回ったということで、今回不用額として調整させて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費まで、41頁から48頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金まで、48頁から59頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

13頁から22頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

20頁の財政調整基金繰入金がマイナスの9678万3千円、先程質問にありました歳出の方で約2億3千万円を財調に繰入れたということは、一般会計予算から言えば、思っていたよりも約3億2千万円程好転したといえますか、23年度で言えば、会計は良くなったというふうに考えていいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この補正第5号におきましては、例年特別交付税の決定額が見込めないために例年2億6千万円の当初予算を計上させて頂いています。昨年度が4億877万7千円、平成21年が3億8276万円というふうな状況になっています。大体例年3億8千万円から4億円弱となっています。

その分と当初の見積額で大体例年1億3千万円程度の歳入の見込みは見込んでいます。それと平成23年度におきましては、市町村振興資金の方から1億円の交付金がありました。

町村会の方から1千万円の交付金がありましたので、そういうものを含めて3億2千万円程度の財源が浮いたという形になっています。23年度に於きましては、市町村振興組合の方からの1億円の財源の交付が大きな要因であったと思います。ですので、23年度が特段財政状況が大きく好転したということではないということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

交付金が1億円あったということですが、しかし当初から言えば財調を約1億円取り崩そうという考えがあったわけで、それが逆に2億3千万円繰り入れることが出来たということは、その1億円を差し引いても財調を取り崩さずに約1億ちょっとは、財調だけで見れば黒字だったと考えていいわけですね。

これは当初予算の時も言いましたが、今年度の交付税の状況、国の予算をみますと、やはり去年より微増ではありますが、殆ど変わっていないという部分もありました。とすれば24年度も23年度

なりの予算を組めば、恐らく黒字に好転するだろうということが考えられると思いますが、その点についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

予算の編成といたしましては、どうしても歳入の方は厳しく見積もりますし、歳出につきましては、予算が足りないということを起こしてはいけませんので、その分は厳しく見積もっていますが、歳出については余裕を持った歳出という形になります。

最終的には専決処分である程度決算額を見込んで財源を落としていきますので、この分につきましては、予算の組み方としてはこのような組み方になるのだと考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

そのことは分かりますが、出来るだけ予算では余裕を持ってということは分かりますが、ただ町民の暮らしはぎりぎりの線で余裕がないのです。

いつも町に財政上厳しいから出来ませんというような答弁が多いわけですが、そこは町民生活の実態を見て頂いて、3月議会でも言いましたが、例えば年少扶養控除が廃止されたりだとか、色々な負担増が今年度から既に始まっています。そういったことを見て頂いて、町民生活が豊かになるような予算に、今年度も組み替えて頂きたいと思いますが、その点についての考えを町長の方でよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今宇田川議員さんが言われている趣旨はよく分かりますが、基本的には数字を見る限りは健全財政、職員に経費節減に努力して頂いて頑張っているというのが実状でございます。

当初予算を組む時に、今の時点ではお金が無くて、最低13億か15億の財調を持っておかないと予算を組まれないわけです。そういう状況でありますので、安定財源だけは確保していて、当初予算の繰り替え運用等がないようにしたいと。

確かに予算の編成上は好転しています。ただ趣旨は十分考えておりますので、出来る限りそういう方向では努力したいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第34号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第36号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第37号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第38号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第39号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第10 議案第39号について 提案説明を申し上げます。

議案第39号は、平成24年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成24年度から子ども手当が児童手当へ改正されたことなどにより、関連予算の組み替えを行うものです。歳入歳出それぞれ1,232千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,367,824千円といたしました。

以上が、日程第10 議案第39号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第39号について、まず歳出より質疑をお受けします。事項別明細書の9頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、9頁から10頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは歳入にも係わるわけですが、今回子ども手当が児童手当に変わったということで、町の負担が増えることになると思いますが、その点についてどの位、どのようになるのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

町の負担として約400万円ほど増えるようになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

次に歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

7頁から8頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第11 議案第40号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第11 議案第40号について 提案説明を申し上げます。

議案第40号は、財産の取得であります。

本議案は、中学校統合に伴う新たな中学校の設置場所として活用するため、現在、学校法人九州工業技術専門学校が鞍手町大字小牧に所有する土地及び建物を取得するものであります。

以上が、日程第11 議案第40号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案第40号に関して、先の20日に議会運営委員会が開かれ、その議会運営委員会の席で提案説明がなされました。

その中で3月定例会の中で予算を組みましたので、私は改めて今回財産取得ということになっていきますので説明求めたところ、契約書を交わす必要があるというふうに町長は説明されたのではないかと思います。

ところが契約書は何ですか、もう終わっているではないですか。4月18日に契約書が出来ています。これは売買契約が出来ているのではないですか。この契約書の下で売買契約を行うわけでしょう。4月18日の日付でもって契約書が交わしているのであれば、今日議会開催何日ですか4月24日です。4月24日で議案審査をする前に契約が終わっていて何の審査をするのですか。

議長これは議会を冒瀆するものです。議運の在り方も考えないといけないような状況になります。その辺はどのように考えているのか説明を求めます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

お手元にお配りしています契約書の第16条をご覧頂きたいと思います。

本契約の効力発生時というのが定められています。この契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例の規定による議会の議決があった旨を乙が甲に、いわゆる町が相手方の学校法人に通知した時に、この契約の効力が生じることとなっています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

おかしいでしょう、契約書というものがあって、はんこまでおして、捺印して、金額まで書いているわけです。最終的には中身の状況の中で詳細が書いているわけです。これは仮契約書ですか、仮契約書ではないでしょうか。

そんな詭弁では駄目ですよ、契約書は契約書、はっきり契約書を交わして、どうして中身が変わるのであれば仮契約書と書かないのですか。おかしいでしょう、もう一度説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程総務課長が答弁いたしました、この契約はあくまでも議会の承認を頂いて効力を発するというところでございます。これは、これまでルールに則って一応処理して来たということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この契約書を作る前に、議会で何らかの話がありましたか。何にもないで、今日の本会議で突然これを出されたわけですよ。何の審査もしていないではないですか。

じゃあ今日これを出されて、議会の議決を出せというのですか。

議運での説明ありませんが、議運の中で私がはっきり町長に聞きました。そうしたら契約書を交わさないといけないので、それを議会で審議して頂くために、これを提案いたしましたというふうな説明だったと思います。

議長、休憩を求めます。そのテープをはっきり聞いて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

最後にもう一度答弁をさせてから。答弁はありますか。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今回提案しています議案については、議会に付すべき議決要件として、予定価格が700万円以上、1件5000㎡以上、この両方を満たした案件については、議会で議決を求めて承認を得るというルールになっています。

これに基づいて今現在処理をしているというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

○4番 仲野 守君

議決要項というのなら、その議決をする前に契約書が先に出ているので、本会議に出す前にこういう契約書を作って、議決要項事項だから再度議員の可否を取るという乱暴な議会の在り方であっていいわ

けですか。

議運の在り方も違うでしょう、だから議運でのテープを聞いて頂きたいと言っているわけです。だから休憩をお願いしますと言っているわけです。

○議長 川野 高實君

今、仲野守君から休憩の動議が出ましたが、休憩することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数でございます。議事を進行いたします。

仲野守君、委員会審査もありますので、よろしくお願いいたします。

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議会が始まる前にいろいろ提出の書類がありましたが、その中に実施計画というのがあります。実施計画を提出して頂いたということは、3月定例会の中で私が指摘させて頂きましたが、そのことがやはり必要だということで、今日提出という運びになっているのかなというふうに思っております。実施計画はそのまま計画ということで、案とはなっていないわけです。ですからこれはいつどこかで、どなたかが協議をされて案に基づいて計画というふうになっていると思いますが、いつどなた達が協議されたのかをお尋ねしたいということ。この計画の基になる計画が当然あったと思いますが、その基になった計画は何に基づいて実施計画を作っているのかということ。

もう1つ、ここに取得価格として1億3千万円上がっています。これは当初予算の中でも上がっていたわけですが、その当初予算によれば財源の内訳が、全てが地方債を充てるようになっています。ということは、建物については国庫補助があるわけですね。今日提出のスケジュールを見ても、4月に国庫補助の申請をするということにもなっていますし、当然町単費も発生して来るとは思いますが、そういった財源の内訳はどのように確保しているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

只今の質問の実施計画につきましては、4月20日の鞍手町教育委員会の中で審議をして頂きまして承認をして頂いています。

この実施計画の基になるものにつきましては、3月の定例会の方で資料として提出しました統合の整備計画、基本計画も一緒に、先に基本計画の方を審議して頂きまして承認を頂いています。それに基づきまして案を消しています。以上です。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

取得の財源につきましては1億3千万円、現在のところでは地方債、主に過疎債という形になっています。これは3月議会の時にもご説明したと思いますが、今ご質問議員がおっしゃるように、建物については国庫補助を充てることが見込まれます。この部分につきましては国庫補助の額が内定、若しくは確定が分かり次第これは財源の組み替えを行っていくというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

前段の実施計画がいつ承認されたかということですが、4月20日に教育委員会で審議をして、その前の整備基本計画についても同日、同じ日に承認されて、それに基づいてまた実施計画をしたということですが、基本計画にしても、実施計画にしても、教育関係の方だけで決めたということになるのですよね。

教育委員の方は勿論保護者の方の代表としてはいますが、そもそもこの中学校の統合計画については、広く町民に意見を求めてするというふうに行財政改革の中ででもなっています。

そういった意味からしても教育委員会で当日1日だけで基本計画、実施計画も直ぐに決めていいものかどうか。そういう手続きが私は必要ではないかということで3月定例会でも指摘をさせていただきましたが、一応体裁は整えたというが、中身が伴っていないのではないかというふうな気がします。

その点について時間がなかったのかどうかは分かりませんが、私は問題があるのではないかと思います。急いだ感は拭えないと思いますが、その点について答弁が出来ればお願いしたいと思います。

もう1つ、財源についても、3月の定例会の中でご説明は頂きました。

要するに申請をして、幾らになるか分からないという中で、こういう取得案件を出すということが、財源の確保も定かでない中で、私は付け替えという手段はあったにしても、それが良いのかどうかというふうに思うわけです。

むしろ国庫補助が、ひよっとすれば付かないという可能性もあるわけです。そういった可能性も含めて、全てこの議会の中で承認すれば、過疎債もどうなるか分かりませんから一般の地方債になるのか、先行取得債というふうなことになるのか、下手したら単費でしなければいけないとか、そういう可能性も今の状況では全てあるわけです。

そういった確定しない中で用地取得の議案を出すのは、私は時期が早いと思います。むしろ予算は付けたにしても執行は停止すべき時期ではないかなと思います。

予算は付けたにしても、そういった諸条件が整わない内からこういった取得案件を出すこと自体は早計だと思いますが、その件について答弁を願います。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

まず基本計画及び実施計画の件でございますが、これにつきましては3月の議会でも資料としてお示ししましたように、教育委員さんの方にもこの基本計画を資料としてお渡しして、説明は20日に資料

を出したわけで、その前にも説明はしています。

この実施計画でございますが、これにつきましても、先程質問議員さんが言われましたように、最後の4頁のところに、当然計画でありますので、今後それまでにこれからの実施の計画を縷々書いていますが、最後の頁に統合に当たって配慮すべき事項というようなことで、いま言われましたような、地域との関わりとか、色々なことにつきましては、今まで説明して来ました通学の安全性とか、通学路の件等がいろいろあるのですが、そういう大枠は基本計画の中にあります。

今から実施計画に基づきまして、住民の皆さんの意見、学校関係者の意見、そういうところを取り入れながらこの計画を実施して行くというようなことの考えであります。以上です。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

財源の確保というところで、当初予算で1億3千万円過疎債ということをも前提として当初予算を計上させて頂いています。この分については、年度明け早々にも過疎債の申請があるということでご説明していたと思います。

実は昨日過疎債のヒアリングがあります。その過疎債のヒアリングの中で1億3千万円の過疎債の財源については、適債性があるということで今ヒアリングを終えていますので、財源については確保出来るというふうに考えています。

執行につきましては、この契約書の4条のところに、あくまでも本登記が4条の所に25年3月21日までに所有権の移転の本登記が終わらない限りは予算を執行されませんので、まだ学校も今年度末までは学校として存続されますので、あくまでも学校が学校として終了した後、移転登記が終わった後の予算執行となりますので、具体的には本年度末というような執行になるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

最初の質問の方ですが、先程の実施計画の中の3頁を見ますと、ここに統合に向けた主なスケジュールというのがあります。この中には5月に教育委員会で基本計画の案の承認というふうに書かれているわけです。ですから先程の説明とは食い違う説明になります。

ここがミスプリントなのか、本来この計画だったのが実施計画と基本計画の齟齬が生じるために4月20日に同日基本計画、実施計画を一度に承認したということになっているのか分かりませんが、その辺について、何故実施計画の3頁の主なスケジュールがこういうふうになっていたのか、ミスプリントであればミスプリントということでも良いですし、お答え頂ければというふうに思います。

先程の財源についてですが、この契約の中に本登記が終わってからの執行ということであれば、何故ある程度の財源確保の見通しが経った上で、この用地取得の議案を、案件を提出してもいいのではないかなど。

今言いましたように、そういった実施計画と基本計画の齟齬が生じたりだとか、短期間の内に、どう

も慌てて、急いで、バタバタとしているというふうな感じが拭えないわけです。

時間的に余裕があることであれば、もう少し着実に、むしろ住民の方達にも、もう一度聞く機会を設けてくれという意見も沢山あったから、そういう機会を設けた上で、本当の意味での住民の周知をした上での、私は議案提出が必要ではなかったかなというふうに思います。これは私の意見ですが、それについてお答えがあればお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えします。

まず1点目の教育委員会の基本計画の承認が5月、これは行の間違いで策定委員会の設置が5月という予定にいたしています。これは各学校のPTAの関係の総会が4月下旬から5月に掛けて終わるということで、策定委員会を新たに設置するために5月ということにいたしていましたので、これは大変申し訳ございません。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会の設置は下の方にありますよ。

○副町長 本松 吉憲君

それが5月に設置するというので、これは行の間違いでございます。

それと契約の関係でございますが、3月議会でも若干触れましたが、学校法人の理事長が少子化の傾向で、このまま学校経営は続けられないということで、将来のことを考えて、今年度は募集を停止し、閉校するという方針で町の方にお話があります。

鞍手町にある学校施設ですからということで、第1番目に鞍手町に譲渡したいと。それが鞍手町が買い取る意思がないときは民間等へ譲渡したいという意向でございました。そういった中で、現段階では口頭だけのお約束ということでございますので、町としましては、中学校統合の計画を本格的に進めて行くためには、正式に買い取りの意思表示をするために今回契約という形を取らせて頂いています。

今回契約いたしましても、あくまでも仮登記と、先程企画財政課長が申しましたように、実際の執行は来年の3月ということでございます。仮登記までして担保すると、途中で意思が変わることもあり得ますので、そういった担保したいという思いもありまして、今回提案させて貰っています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

尚、本日の会議時間は議事の都合により、予めこれを延長します。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時54分

再会 15時52分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第4 議案第33号から日程第9 議案第38号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○民生産業委員長 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第33号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第35号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号。

議案第37号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号。

議案第38号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第38号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 35 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 37 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 38 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 33 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第 35 号 専決処分の承認 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 35 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第 37 号 専決処分の承認 平成 23 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 37 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第 38 号 専決処分の承認 平成 23 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 38 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第3 議案第32号から日程第11 議案第40号までの5件について一括して議題とします。
本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○総務文教委員長 原 哲也君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第32号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第34号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第5号。

議案第36号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第39号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

議案第40号 財産の取得。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第39号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第40号について質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案40号については、民生産業委員会も審議が止まった状態が一時ありました。

議運の委員長も出て行く中での審議があったと聞いていますが、この原案を可決すべき中で、どのような経緯があったかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

原総務文教委員長。

○総務文教委員長 原 哲也君

議長、経過についてお話するのですか、それとも委員会の内容ですか。

○議長 川野 高實君

議案審査の内容と岡崎議員の方が言われています。

○総務文教委員長 原 哲也君

今ご質問がありましたことは、委員会中の話ではないのです。委員会が始まる前に自分達で出したお話でありました。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

委員会の前にいろいろなことがあったことを委員会の中でどのように審査をされ、委員会の中でどう審査されて原案が可決されたかをお尋ねしています。

○議長 川野 高實君

原総務文教委員長。

○総務文教委員長 原 哲也君

只今のご質問ですが、委員会の中では取り上げて質問はありませんでした。ただあった質問というのは、地図に於ける字図の中の番地の違いがあるのではないかというご意見がございましたが、直ぐ調べて頂きましたら、それは間違いではないと、それだけでございました。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第40号について討論はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案第40号 財産の取得について反対の立場から討論いたします。

この臨時会に先立ち、小中学校統合整備基本計画案の承認や、実施計画を作成されたことは、私が3月定例会で指摘したとおり、執行部が手続き上、稚拙だったということ認め、改めたことは評価します。

しかし統合整備基本計画案の承認や実施計画案の承認を教育委員会内で同日行い、手続き上の体裁だけを整えています。どちらも形式上整えただけで、一般住民の参加もなく一日だけの審議では馴れ合い審議そのもので、町民不在の中学校統合移転を進めていると言わざるを得ません。

また財産の取得に要する財源の手当についても、未だに全く不透明で、国庫補助、過疎債の起債額、町単独の支出額の目処が付いていない中で、闇雲に財産の取得を承認することは、チェック機関としての議会の役割を果たせません。よって議案第40号 財産の取得について反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第32号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第34号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第36号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第39号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第40号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第2回臨時会を閉会します。

閉会 16時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 熊 井 照 明

議員 須 山 由 紀 生